

# 浴槽水の検査について

お風呂の水や温水は、以下のように分けられ、各検査方法・水質の基準が定められています。

原湯：浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。

原水：原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。

上がり用湯：洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。

上がり用水：洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。

浴槽水：浴槽内の温水をいう。

## 【原湯、原水、上がり用湯、上がり用水水質基準】

「公衆浴場における衛生管理要領等について」平成12年12月15日厚生省生活局長通知生衛発第1811号

	水質基準項目	水質基準値
1	色度	5度以下であること
2	濁度	2度以下であること
3	pH値	5.8以上8.6以下であること
4	有機物（全有機炭素(TOC)の量)、 又は過マンガン酸カリウム消費量*1	有機物（全有機炭素(TOC)の量は3mg/L以下、又は 過マンガン酸カリウム消費量は10mg/L以下であること
5	大腸菌	検出されないこと
6	レジオネラ属菌	検出されないこと（10cfu/100mL未満）

※1年に1回以上検査を行い、その結果は検査の日から3年間保管すること。

※温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ衛生上危害を生じるおそれがないときは、1から4までの基準の一部又は全部を適用しないことができる。

\*1 塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素（TOC）の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量

## 【浴槽水水質基準】

「公衆浴場における衛生管理要領等について」平成12年12月15日厚生省生活局長通知生衛発第1811号

	水質基準項目	水質基準値
1	濁度	5度以下であること
2	有機物（全有機炭素(TOC)の量)、 又は過マンガン酸カリウム消費量*1	有機物（全有機炭素(TOC)の量は8mg/L以下、又は 過マンガン酸カリウム消費量は25mg/L以下であること
3	大腸菌	1個/mL以下であること
4	レジオネラ属菌	検出されないこと（10cfu/100mL未満）

※ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は、1年に1回以上。

連日使用している浴槽水は、1年に2回以上（ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上）検査を行う。その結果は検査の日から3年間保管すること。

※温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難しく、かつ衛生上危害を生じるおそれがないときは、1及び2の基準のどちらか又は両方を適用しないことができる。

\*1 塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素（TOC）の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量